

地方独立行政法人福岡市立病院機構 第5期中期目標（案）

目次

前文

中期目標の期間

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

- (1) 良質な医療の実践
- (2) 地域医療への貢献と医療連携の推進
- (3) 災害・感染症等への適切な対応

2 患者サービス

3 医療の質の向上

- (1) 病院スタッフの計画的な確保と教育・研修
- (2) 信頼される医療の実践
- (3) 情報発信

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的かつ適正な運営

- (1) 運営・管理体制の充実
- (2) 先端技術の活用推進等による業務改善

2 職場環境の向上に向けた取組

3 法令遵守と公平性・透明性の確保

第3 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

- (1) 経営基盤の安定化と運営費負担金の適正化
- (2) 施設・設備の適正管理

2 収支改善

- (1) 収益確保
- (2) 費用節減

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 福岡市民病院のあり方検討への対応

前文

地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）は、平成22年4月の設立以来、「いのちを喜び、心でふれあい、すべての人を慈しむ病院を目指します。」という基本理念の下、福岡市立こども病院については、こどものいのちと健康をまもることを目的とし、高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療を提供する病院として、また、福岡市民病院については、地域医療を基礎としつつ、高度医療及び高度救急医療を提供する地域の中核的な病院として、両病院の運営に取り組んできた。

令和3年度から令和6年度までの第4期中期目標期間中においては、地方独立行政法人制度の特長を活かして、医療水準の更なる向上を目指し、医療機能の強化や経営の効率化に取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しては、両病院ともに「福岡県新型コロナウイルス感染症重点医療機関」の指定を受け、福岡市における中核的な役割を果たすとともに、通常診療の維持についても可能な限り取り組むなど、適切な対応を行った。

第5期中期目標においては、引き続き医療機能の強化や経営の効率化に取り組み、市立病院として担うべき医療の安定的、継続的かつ効率的な提供に努めるとともに、福岡県保健医療計画や地域医療構想、また、国によって示された公立病院の役割等を踏まえ、地域の将来あるべき医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの推進、災害・新興感染症等の発生に際して求められる役割を果たすよう病院運営に取り組むこととする。

福岡市立こども病院においては、小児医療、周産期医療を取り巻く状況や医療環境の変化等を踏まえ、求められる役割を果たせるよう、中核的な小児総合医療施設としての医療機能の充実を図る。

福岡市民病院については、将来的なあり方に関する検討結果を踏まえ、着実に取組を進めるとともに、引き続き医療提供体制の充実に努める。

中期目標の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

(1) 良質な医療の実践

市立病院機構は、地域における医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、福岡市における医療政策として求められる高度専門医療、救急医療等を提供すること。

また、その役割を安定的かつ継続的に果たすため、患者のニーズや医療環境の変化に即して、診療機能の充実や見直しを図ること。

ア 福岡市立こども病院

これまで培ってきた高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療の更なる充実を図るとともに、中核的な小児総合医療施設として求められる役割を果たすこと。

イ 福岡市民病院

高度専門医療を担う地域の中核病院としての機能を維持するとともに、高度救急医療の更なる充実を図ること。

(2) 地域医療への貢献と医療連携の推進

地域医療に貢献するため、地域の医療機関との連携・協力体制の更なる充実を図り、病病・病診連携を積極的に推進するとともに、地域包括ケアシステムの推進に当たり求められる役割を果たすよう病院運営に取り組むこと。

(3) 災害・感染症等への適切な対応

災害や新興感染症等（以下「災害等」という。）の発生に備え、平時から必要となる取組みを進めること。

また、災害等の発生時においては、福岡市地域防災計画や各種感染症の対策行動計画並びに事業継続計画等に基づき、市立病院として迅速かつ的確に対応すること。

なお、他の自治体において大規模な災害等が発生した場合は、関係機関や災害協定に基づく医療機関等との連携を図るなど、迅速かつ的確に医療救護活動や人的・物的支援に努めること。

ア 福岡市立こども病院

高度医療を行う小児総合医療施設として、関係機関と連携を図りながら、必要な医療の継続のため医療資源を最大限活用するなど、役割に応じた適切な対応を図ること。

イ 福岡市民病院

必要な医療の継続及び救護活動を実施するとともに、感染症発生時においては、感染症指定医療機関として福岡市における対策の先導的かつ中核的役割を果たすため、必要な対応を図ること。

2 患者サービス

選ばれる病院であり続けるため、利用者のニーズを的確に捉えながら、ICT（情報通信技術）の積極的な活用などにより、効率的かつ効果的なサービスの展開に努めるほか、院内環境の充実やボランティア団体等との連携を図ることなどにより、市民・患者一人ひとりの視点に立ったサービスの向上に努めること。

3 医療の質の向上

(1) 病院スタッフの計画的な確保と教育・研修

医療水準の維持・向上を図るため、医療環境の変化を見据え、中長期的な観点から、優れた知識と専門性を有する人材の確保に努めること。

また、研修体制の充実などにより、スタッフの専門性や医療技術の向上を図ること。

(2) 信頼される医療の実践

市民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。

また、クリニカルパスの活用の推進や、患者へのインフォームド・コンセントの徹底などにより、患者中心の医療を実践すること。

(3) 情報発信

Webや広報誌などの多様な広報媒体を活用した情報発信や、各種イベントの開催等を通じて病院が担う医療内容等の情報発信を積極的に行うなど、市民・患者に開かれた病院づくりに努めること。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的かつ適正な運営

(1) 運営管理体制の充実

地方独立行政法人制度の特長を活かし、病院長がリーダーシップを発揮して機動的に業務改善を推進し、また、経営環境の変化等に柔軟に対応し持続可能な経営を確保するため、事務部門をはじめ法人全体で経営強化に取り組むなど、運営管理体制の充実を図ること。

(2) 先端技術の活用推進等による業務改善

デジタル技術やICTなど先端技術の活用をはじめとした幅広い手法により、業務改善を図ること。

なお、これらの先端技術の活用に当たっては、セキュリティ対策の徹底に努めること。

2 職場環境の向上に向けた取組

働き方改革の考え方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの実現や職員の福利厚生の充実に向けた取組に加え、ハラスメントの防止に向けた取組など、多様な職員にとって働きやすい職場環境の整備に努めること。

また、職員の業績や能力の公正かつ客観的な評価に向けた人事評価制度の充実を通して、職員のモチベーションの維持・向上を図ること。

3 法令遵守と公平性・透明性の確保

医療法を始めとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理に従い、市立病院の運営を担う地方独立行政法人として、公平性・透明性を確保した病院運営を行うこと。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 経営基盤の安定化と運営費負担金の適正化

市立病院として求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくため、医療環境の変化に対応しながら、より一層の経営の効率化や健全化を進め、投資財源の確保に努めるなど、持続可能な経営基盤を確立すること。

また、地方独立行政法人法に基づく運営費負担金の趣旨を踏まえ、公立病院としての役割を果たすとともに、自律的な運営に努めること。

(2) 施設・設備の適正管理

施設・設備の管理については、計画的な維持補修による長寿命化と適正な保守管理に努めること。

また、施設・設備の整備や更新については、長期的視点により計画的に行い投資の平準化を図ること。

2 収支改善

(1) 収益確保

診療体制の充実や効率的な病床利用及び高度医療機器の稼働率向上に努めるとともに、診療報酬改定等の医療環境の変化に的確に対応し、安定的かつ確実な収益の確保に努めること。

(2) 費用節減

地方独立行政法人の会計制度に基づいた効果的かつ効率的な事業運営に努めるとともに、費用の節減に努めること。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 福岡市民病院のあり方検討への対応

福岡市民病院については、将来的なあり方に関する市の検討結果を踏まえ、着実に取組を進めるとともに、引き続き医療提供体制の充実を図ること。